

2019年3月1日
MS & ADインターリスク総研株式会社

次世代育成支援対策法に基づく「一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間

2019年3月1日から2021年2月28日までの2年間

2. 計画内容

目標1 有給休暇取得に関して時間休制度を導入する。

<対策>

- (1) 2019年4月以降、制度導入に向けて労働組合と協議を開始する。
- (2) 計画期間内に制度導入し、かつ、運営を開始する。

目標2 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- (1) 年次有給休暇の計画的取得に関する労使協定につき、制度内容及びその遵守を周知徹底する。
- (2) 各職場で職制を通じ年次有給休暇の取得進捗をチェックする。

以上

2019年3月1日
(2021年2月17日改定*)
MS & ADインターリスク総研株式会社

次世代育成支援対策法に基づく「一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間

2019年3月1日から2021年8月31日までの2年6か月間

2. 計画内容

目標1 有給休暇取得に関して時間休制度を導入する。

<対策>

- (1) 2019年4月以降、制度導入に向けて労働組合と協議を開始する。
- (2) 計画期間内に制度導入し、かつ、運営を開始する。

目標2 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- (3) 年次有給休暇の計画的取得に関する労使協定につき、制度内容及びその遵守を周知徹底する。
- (4) 各職場で職制を通じ年次有給休暇の取得進捗をチェックする。

以上

*2021年2月17日付行動期間変更(6か月間延長)の改定